# 当面の課題について ~ インボイス制度を中心に ~

令和4年5月17日

大阪国税局長 吉井 浩

# 目次

1 インボイス制度	P 1∼24
① 我が国の財政事情について	P 3∼5
② 社会保障制度の持続可能性と消費税 - 軽減税率制度導入の背景 -	P 6∼11
③ インボイス制度について	P12~15
④ インボイス制度の円滑な導入について	P16∼24
2 e-Taxの普及拡大	P25~33

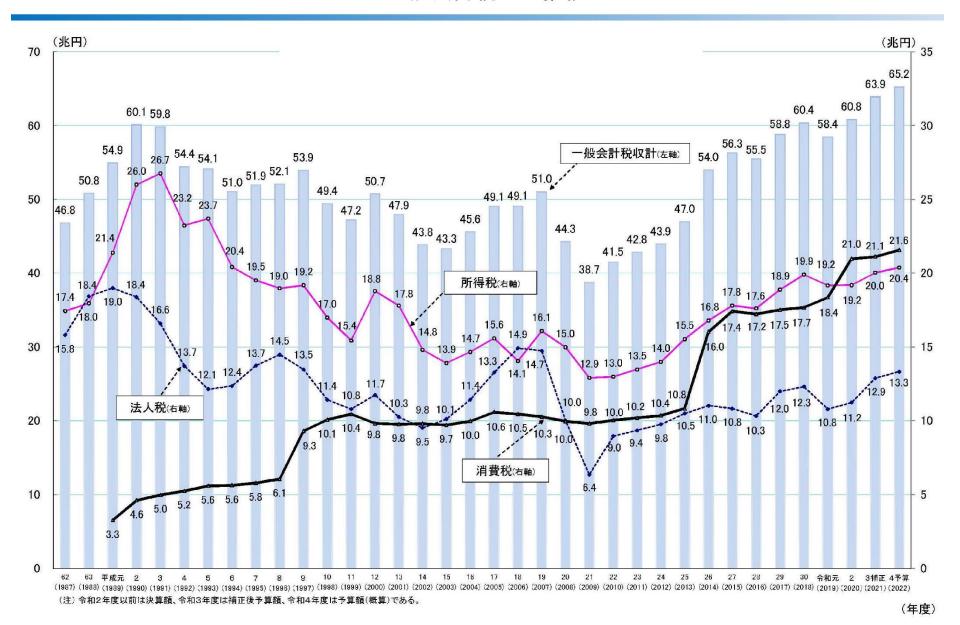
# 1 インボイス制度

# 目次

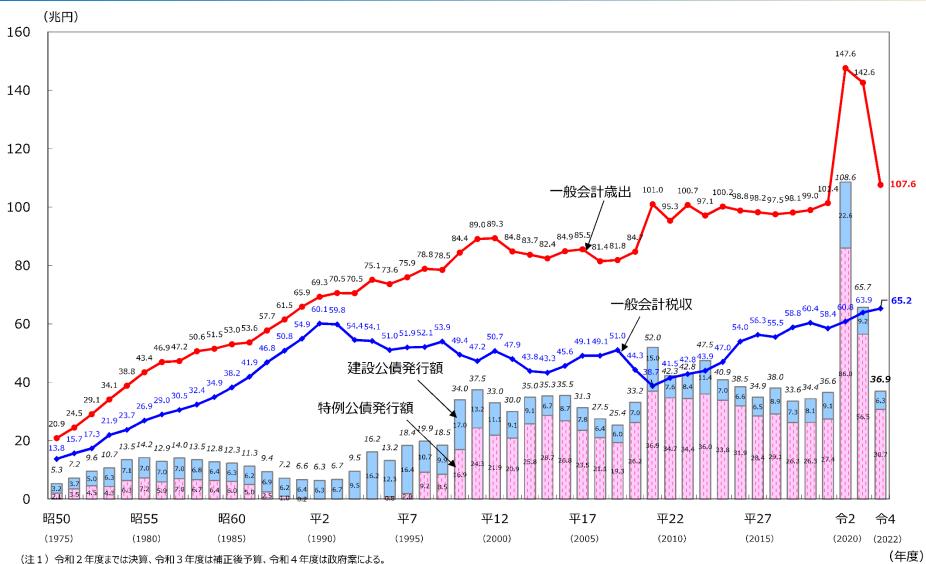
1	我が国の財政事情について	P 3∼5
2	社会保障制度の持続可能性と消費税 - 軽減税率制度導入の背景 -	P 6∼11
3	インボイス制度について	P12~15
4	インボイス制度の円滑な導入について	P16~24

① 我が国の財政事情について

### 一般会計税収の推移



## 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

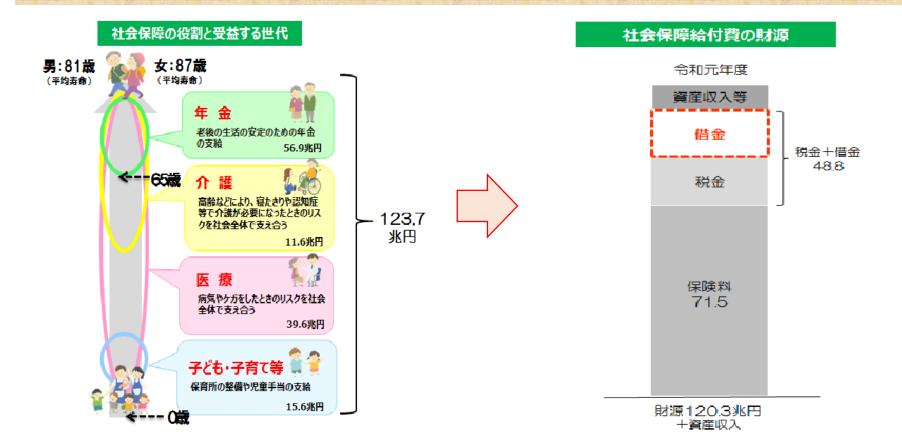


<sup>(</sup>注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

- ② 社会保障制度の持続可能性と消費税
  - 軽減税率制度導入の背景 -

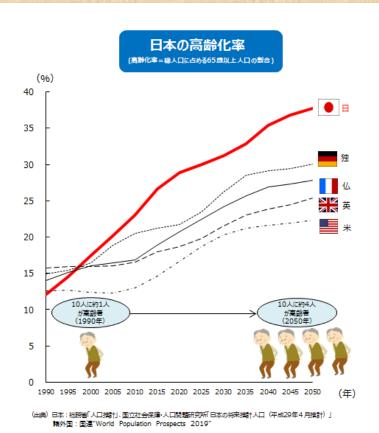
# 社会保障制度とその財源について

- ▶ 社会保障制度の基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金や借金も充てています。このうちの多くは借金に頼っており、私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。
- ▶ 私たちが受益する社会保障の負担は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら私たちで賄う必要があります。また、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、社会保障制度を全世代型に転換していかなければなりません。

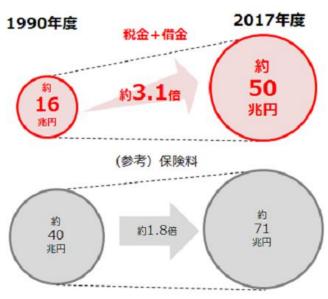


# 社会保障の持続可能性について

- → 日本は速いスピードで高齢化が進んでおり、高齢化に伴う社会保障の費用は増え続け、税金や借金に頼る分も増えています。現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには安定的な財源の確保が必要です。
- → 社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換するため、2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。



(出典) 国立社会保障•人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」



# 消費税率の引上げで実現する政策について

〇歳~

3~5歳

18歳~

65歳~

### 待機児童の解消



2020年度末までに32万人分の受け皿を拡充

### 高等教育の無償化



所得が低い家庭の真に支援の必要な子供たちに対し、授業料減免・給付型奨学金支給

### 介護職員の処遇改善



介護人材の処遇改善により、介護の受け皿を整備

### 幼児教育・保育の無償化



3歳~5歳までのすべての子供たちの幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化(0歳~2歳児についても所得が低い家庭を対象として無償化)

### 介護保険料の軽減

所得が低い高齢者の 保険料の減免を強化





### 年金生活者支援給付金の支給

所得が低い年金受給者に対 して、最大年6万円を給付

# 軽減税率制度の実施について

➤ 2019年10月の消費税率10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、飲食料品(お酒・外食を除く)等の購入に係る税率については8%とする軽減税率制度を実施しています。

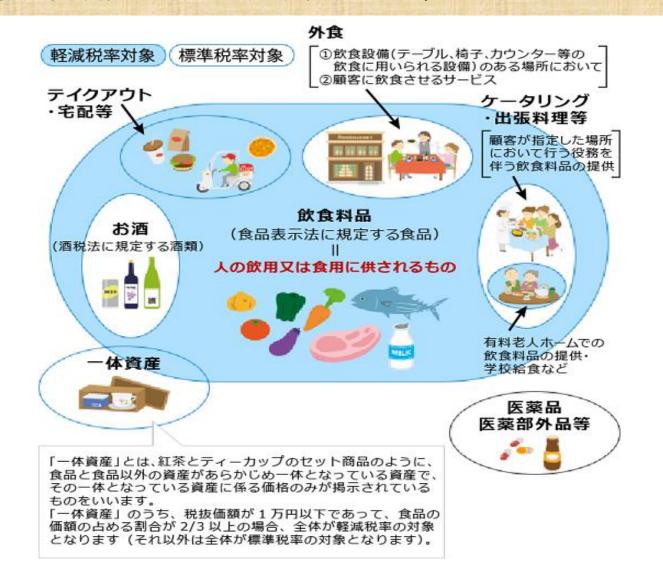
### 軽減税率制度の趣旨

消費税率10%への引き上げ後も、日々の生活において、幅広い消費者が購入している飲食料品(お酒・外食を除く)等に係る消費税率を8%とすることにより、家計への影響を緩和するというメリットがあります。



# 軽減税率制度の対象品目について

- ★ 飲食料品(お酒・外食を除く)
- 新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)



③ インボイス制度について

# インボイス制度導入の経緯

- ►わが国の消費税制度は単一税率であり、かつ、非課税対象が限定的であること等を踏まえ、 これまで「請求書等保存方式」を採用
- ▶軽減税率制度の導入に伴い、複数税率制度のもとで前段階税額控除方式の仕組みを適正に機能させるため、いわゆるインボイス方式である「適格請求書等保存方式」を導入
  - ◆売手側における適用税率の認識と仕入側における適用税率の認識を一致させるために 売手側に必要な情報を記載した請求書等(インボイス)の発行を義務付けるとともに、 当該請求書等(インボイス)の保存を仕入税額控除の適用要件とする必要
  - ◆課税事業者として適正な請求書等(インボイス)を発行できる事業者であることが、 他の事業者から確認できる仕組みも必要

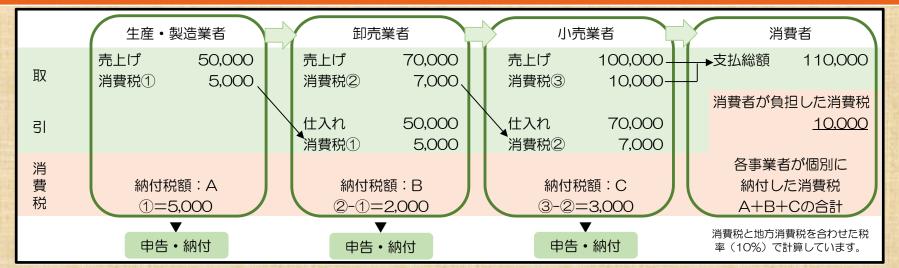


# 消費税の仕組み

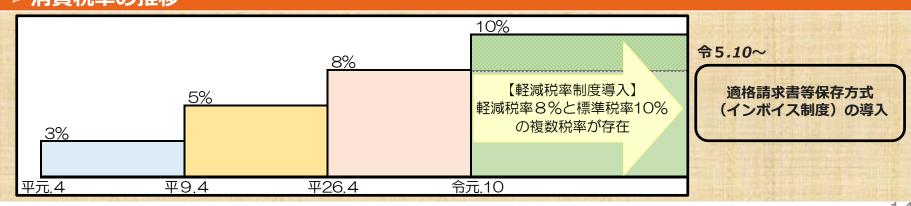
## 消費税とは…!?

- ▶商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税
- ▶最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付

### ≫消費税の負担と納付の流れ



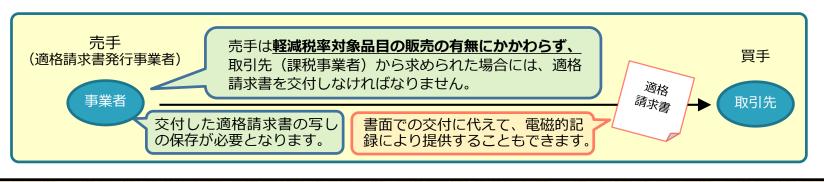
### ≻消費税率の推移



# 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは

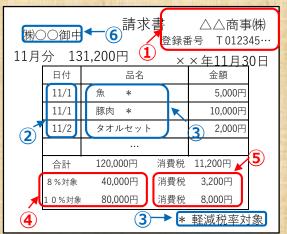
### >インボイス制度とは?

- ▶売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを 交付しなければなりません。(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。)
- ➤買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から 交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



### **▶インボイスとは?**

▶インボイスとは、「売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの」。



- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
  - 税率ごとに区分して合計した対価の額(税均き又は税込み)及び適用税率
    - (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
  - ・法人番号を有する課税事業者 T+法人番号
  - ・上記以外の課税事業者(個人事業者等) T+13桁の数字

④ インボイス制度の円滑な導入について

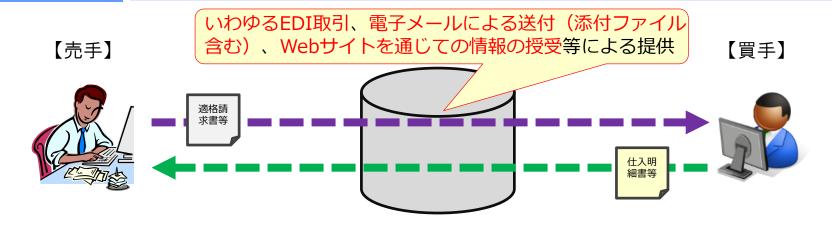
# 制度の円滑な導入について

## ● 制度の円滑な導入・運用等に向けた措置等

消費税法 附則 第171条 (抜粋) 政府は、<u>消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点</u>から、・・(一部省略)・・消費税の<u>軽減税率制度の導入後三年以内</u>を目途に・・(一部省略)・・消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、<u>必要があると認めるときは</u>、その結果に基づいて<u>法制上の措置その他の必要な措置を</u>講ずるものとする

## 電子インボイス

適格請求書等保存方式(インボイス制度)を契機として、官民連携のもと業務全体のデジタル化を実現していく



## 令和4年度 税制改正大綱(適格請求書等保存方式への円滑な移行)

## 周知広報や説明会の開催等

- ⇒事業者に対するプッシュ型の周知・広報や説明会の開催
- ▶事業者団体とも連携しながら、経営相談等に係る体制を強化

## 電子インボイスの取組

▶民間団体と連携して電子インボイスの社会実装に向けた取組を推進

## 補助金による支援

- ➤ I T導入補助金等により制度移行もきっかけとした中小事業者の取引やバックオフィスのデジタル化を支援
- ▶持続化補助金により制度移行等の環境変化を見据えて取り組む小規模事業者も着実に支援

## 独占禁止法等における取扱い等

➤免税事業者等との取引に関する独占禁止法、下請法等における取り扱い 等を明確化して周知(相談窓口、下請Gメン等による状況把握)

# 業種別による個別の質問例

#### 中古自動車販売業者

Q: 当社は、中古車販売業を営んでおり、個人のお客様からも中古車を仕入れています。適格請求書等保存方式が始まると、インボイスがない個人のお客様からの仕入れについては、税額計算の際に消費税分を引けないと聞いたのですが本当でしょうか。

A: 古物営業を営む者が、適格請求書発行事業者 以外の者から古物営業法に規定する古物を買 い受けた場合には、一定の事項が記載された 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

#### 農家

Q: 当農家は、農産物の販売を農協に任せているので、農産物を買ってくれた人が誰なのか把握できません。この場合、適格請求書の交付はどのようにすれば良いですか。

A: 農協等の組合員が、農協等に対して、一定の方式により販売を委託した、農産物の販売は、適格請求書を交付することが困難な取引として、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務が免除されます。



### スーパーマーケット

Q: 当社がお客様に発行するレシートには、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在しています。この場合、適格簡易請求書にはどのように記載すればよいでしょうか。

A:一つの適格簡易請求書において、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、どちらかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税等」を算出して記載する必要があります。

#### 個人タクシー

Q:私は、個人タクシーを営んでおり、お客様を目的地までお乗せするサービスしか行っておらず、税率は10%のみです。この場合でも、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

A:適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適 格請求書発行事業者に限られますが、適格請求 書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者 の任意です。

# 電子インボイス ~日本版Peppolの導入に向けて

#### 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)抜粋

「インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減 を図る観点から、官民連携のもと請求データ等(電子インボイス)やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、 会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政シス テムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社 会全体の効率化を促進する必要がある。1

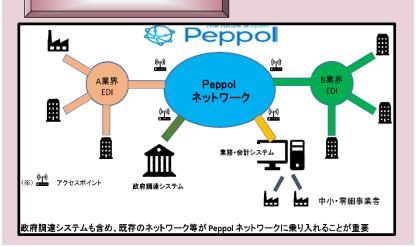
#### 基本的な考え方

- ○中小・小規模事業者の方も含め、幅広い事業者の方が、負担のな い快適なUI/UXで、デジタル化の恩恵を受けることができるよう、
- ▶ユーザーが「容易」かつ「低コスト」で利用できる仕組みである こと
- >既存の仕組みからの移行が容易であること、
- ▶グローバルスタンダードなものであること、
- などの観点を重視。
- ○グローバルな標準規格として欧州を中心に実装されている
- 「Peppol」をベースに標準化を進める方針を決定(令和2年12月)

#### 標準化に向けたスケジュール



## ネットワークイメージ



#### 導入に向けての課題

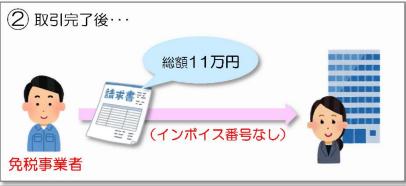
- ○日本の法令・商習慣等への対応
  - ▶諸外国の取組も参考に、必要最小限の「拡張」で対応
- ○リーズナブルなコスト感でのサービス提供
  - ➤民間サイドの企業努力だけでなく、官サイドも適切な 支援・推進体制の構築

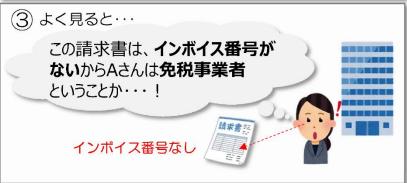
### インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

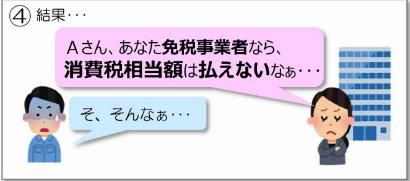
#### 【事例1】

- 〇 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、<u>インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した</u>ため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、<u>消費税相当額の1万円の一部又は全部を支</u>払わないことにした。











# ▶それ、下請法違反です!

発注者(買手)が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由に**して、**消費税相当額の** 一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている 「下請代金の減額」として問題になります。

#### 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に<u>課税転換を求めた</u>。結果、下請事業者が課税 事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



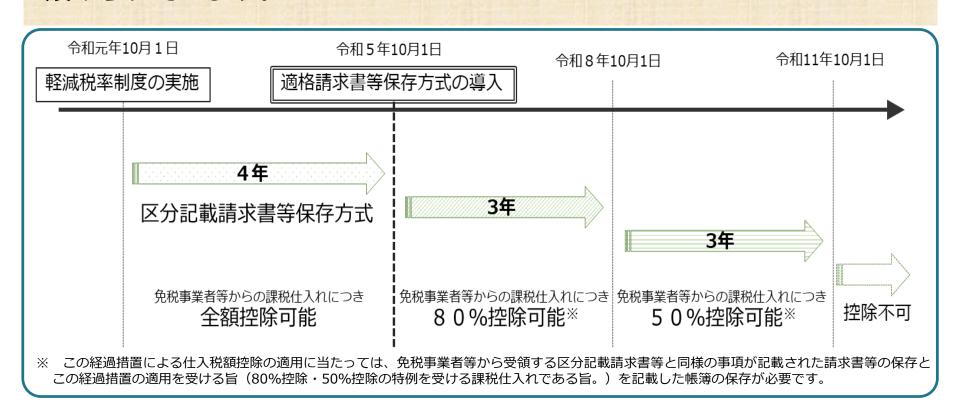
# ➤それ、下請法違反となるおそれがあります!

下請事業者が**課税事業者になった**にもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

問合せ先:近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室 TeLO6-6966-6037(直)

# 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- ▶ 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求 書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行っ た課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができま せん。
- ▶ ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて も、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が 設けられています。



# 登録申請手続のスケジュール

登録申請手続は

# 令和3年10月1日

から可能です。

令和3年10月1日

<u>令和5年10月1日から</u>登録を 受けるためには、原則として

# 令和5年3月31日

までに登録申請手続を行う必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の 受付開始 適格請求書等 保存方式の開始

### ● 登録申請手続は、e-Taxを利用

- ➤e-Taxで登録申請する際に、「登録通知の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができ、データで受け取った場合、以下のメリットがあります。
  - ① 書面通知より、登録通知を早く受け取ることが可能
  - ② 登録通知の紛失リスクなし
  - ③ 取引先への連絡が便利(メールに登録通知のデータを添付し、メールで送信が可能)

### ● 早期提出による事前準備

- ▶登録申請書を早期に提出することで事業者における事前準備が可能
  - ① レジや受発注システムの改修への対応
  - ② インボイスとして使用する帳票の検討
  - ③ インボイス制度に係る従業員研修の実施

# 2 e-Taxの普及拡大

# e-Tax(国税電子申告・納税システム)の概要

## 利用者

#### (事前準備)

- 電子証明書の取得
- I Cカードリーダライタ等の取得







納税者税理士

カードリーダ ライタ等 マイナンバーカード

※税理士が代理送信する場合、納税者本人の電子署名を省略できます。

### 利用者の利便性向上

- ●税務署に行かなくても、イン ターネットでの手続が可能
- ●事務の省力化・ペーパーレス 化

### インターネット

インターネットバン キングでの納付

A T M (ペイジー対応) での納付

申告、申請・届出

ダイレクト納付情報 の送信

データの送信

申告、申請等

納税 (共同収納)

## 金融機関

日銀歳入代理店

対情報の送信 がイレクト納 が活情報の

e-Tax

**eLTAX** 

## 税務署

### 国税当局のメリット

- ●収受・入力事務の削減
- ●文書管理コストの低減

### 地方税当局のメリット

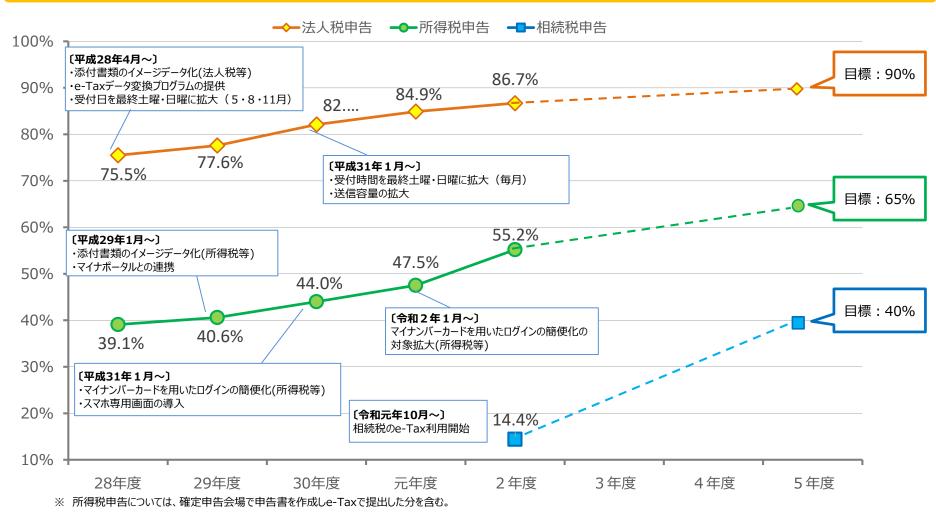
- ●収受・入力事務の削減
- ●文書管理コストの低減
- ●税務署送付コストの削減

地方団体



# e-Tax利用率の推移とこれまでの取組

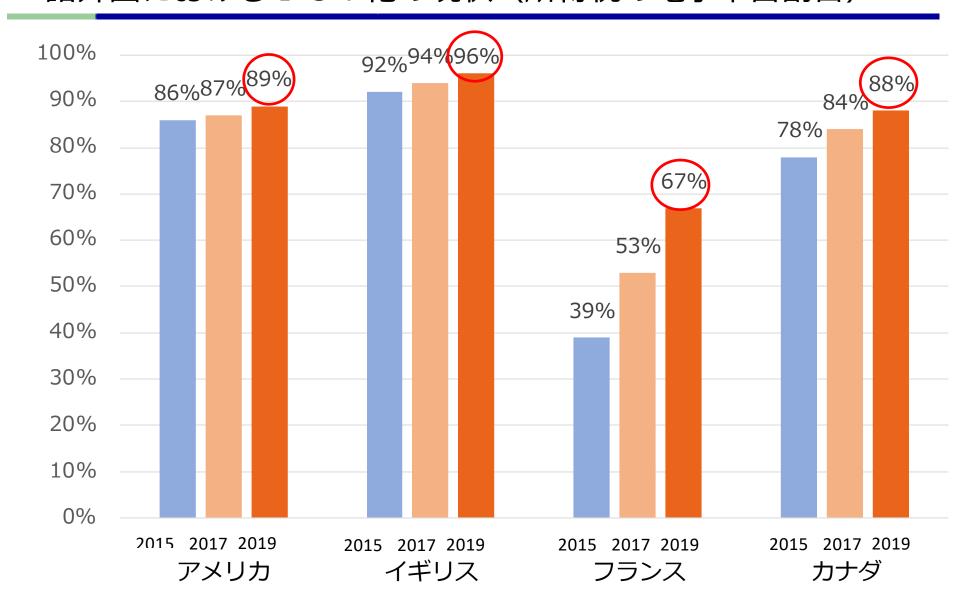
- ・ 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用を開始。
- ・国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



# ~諸外国における I C T 化の現状 (法人の申告の状況) ~

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
電子申告割合	65% (2019年)	99% (2019年)	69% (2019年)	94% (2019年)	91% (2019年)
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	原則義務化	原則義務化	一部義務化
電子申告義務対象者	一定規模の法人 (課税年度末時点の総資 産が1,000万ドル以上で、 暦年で250件以上の申告 書を提出する普通法人 等)	全法人	全法人	全法人	一定規模の法人 (年間総収入が100万カ ナダドル超の法人)
電子申告を 義務化した年			2011年1月1日 以降に開始する 課税年度	2013年 5 月から 義務化	2010年1月1日 以降に開始する 課税年度

# ~諸外国における I C T 化の現状 (所得税の電子申告割合) ~



出典: IRS DATA BOOK (アメリカ)、HMRC公表資料(イギリス)、OECD Tax Administration(フランス・カナダ)

# オンライン利用率引上げに係る基本計画

・ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)を受けて、国税庁において も、下表の年間提出件数10万件以上の28手続について、「オンライン利用率引 上げに係る基本計画」が令和3年10月18日に公表されました。

手続	利用率(令和2年度)	目標値(令和5年度末)	手続	利用率(令和2年度)	目標値 (令和5年度末)
法人税申告	86. 7%	90. 0%	青色専給届出(個人)	39. 7%	50.0%
消費税申告(法人)	85. 7%	90. 0%	青色申告取りやめ届出(個人)	22. 2%	30.0%
所得税申告	55. 2%	65. 0%	納税地異動届出(個人)	31. 4%	50.0%
消費税申告(個人)	67. 8%	75. 0%	消費税課税事業者届出書	50. 1%	60.0%
相続税申告	14. 4%	40. 0%	消費税納税義務者でなくなった旨の届出	58. 0%	65.0%
贈与税申告	55. 2%	65. 0%	給与所得の源泉徴収票(合計表)	66. 7%	75. 0%
印紙税申告(書式表示)	60. 5%	70. 0%	給与支払事務所開設届出	19. 7%	30.0%
法人設立届出	49. 7%	60. 0%	源泉納期の特例申請	61. 4%	70.0%
青色承認申請(法人)	54. 2%	65. 0%	納税管理人の届出	11. 1%	20.0%
納税地等異動届出(法人)	80. 6%	85. 0%	更正の請求	28. 2%	40.0%
事業年度変更届出(法人)	80. 6%	85. 0%	酒類販売数量等報告	13. 3%	20.0%
事前確定給与届出(法人)	79. 2%	85. 0%	二十歳未満の者の飲酒防止表示報告	13.0%	20.0%
開廃業届出(個人)	17. 6%	30. 0%	国税納付手続 ※1	29. 3%	40.0%
青色承認申請(個人)	29. 0%	40. 0%	納税証明書の交付請求	10. 9%	20.0%

<sup>※1</sup> 国税納付手続の利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものです。

<sup>2</sup> 網掛けの目標値は部内目標であり、基本計画において掲載されておりません。

# 法人税申告における添付書類の電子化の取組

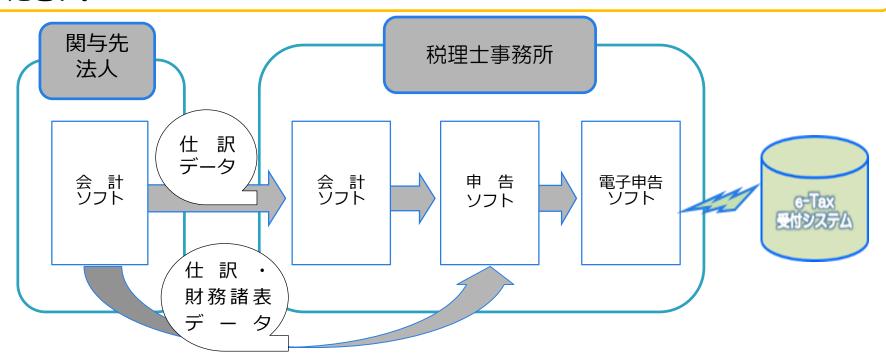
- ・ 法人税申告については、財務諸表などの添付書類も含めて全てデータでe-Tax 送信されるよう取り組んでいます。
- ・ 令和2年度におけるe-Tax送信された法人税申告のうち、添付書類も含めて全 てe-Tax送信された件数の割合等については、次のとおりとなっています。

局 名	札幌	仙台	関東 信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄 (所)	全国
① e-Tax送信された件数	88,970	121,566	279,051	705,439	52,743	242,678	346,282	118,122	61,204	108,970	90,104	22,218	2,237,347
② 添付書類も含めて全て e-Tax送信された件数	63,161	87,764	212,344	472,154	42,527	187,087	225,328	91,846	48,958	69,753	68,384	14,700	1,584,006
<ul><li>③ 添付書類も含めて全て</li><li>e-Tax送信された割合</li><li>(②/①)</li></ul>	71.0%	72.2%	76.1%	66.9%	80.6%	77.1%	65.1%	77.8%	80.0%	64.0%	75.9%	66.2%	70.8%

<sup>※</sup> 上記は、「令和2年度におけるe-Taxの利用状況等について」のオンライン(e-Tax)利用件数とは 集計対象が異なります。

# 法人税申告における添付書類も含めたe-Tax申告に向けたお願い

- ・ 添付書類も含めて全ての書類をe-Tax送信する場合は、財務諸表などの添付書 類について、関与先法人が作成した仕訳データ等を、税理士事務所で使用してい る会計ソフトや申告ソフトに取り込む必要があります。
- ・ その際には、関与先法人が使用しているソフトと税理士事務所で使用している ソフトとの「互換性」が重要です。
- 申告ソフトの操作方法等の詳細な情報については、各ベンダにお問い合わせく ださい。



# 法人税申告に関する主な利便性向上施策

- ・ 法人税申告を円滑にe-Taxにより提出いただけるよう環境を整備しております。
- ・ 施策の詳細な情報については、e-Taxホームページにより、ご確認ください。

## 財務諸表のデータ形式の柔軟化

財務諸表について、現行のXBRL形式による提出のほか、CSV形式による提出が可能です(国税庁から勘定科目コードを含めた標準フォームを提供)。

## 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)及び勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

別表のうち明細記載を要する部分(※)や勘定科目内訳明細書について、現行のXML形式による提出のほか、CSV形式による提出が可能です(国税庁から標準フォームを提供)。

※ 対象となる別表については、e-Taxホームページをご確認ください。

## 添付書類のイメージデータによる提出

第三者作成書類や出資関係図などの添付書類については、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF)により提出が可能です。

※ 「財務諸表」、「勘定科目内訳明細書」など、電子データにより提出が可能な 添付書類については、イメージデータ(PDF)により、ご提出いただけません。